

平成 28 年度 第 2 回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成 29 年 2 月 8 日（水）

午後 2 時～4 時

会場：松戸市役所 7 階大会議室

1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：道塚委員、増田委員）

本日の会議には半数を超える委員が出席しており、条例第 7 条第 2 項により正式に成立していることを報告。

2. 障害福祉課長挨拶

会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようすることを報告。

会の公開について、3 名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

3. 各専門部会より活動報告

橋本委員：前回の自立支援協議会で予定として話していた、ヘルパー事業所連絡会を平成 28 年 11 月 22 日に行った。また 11 月 12 日に第 9 回障害者の居住研修会を弁護士会館で行った。内容は司法と福祉の無料相談会で、弁護士や基幹センターなどの職員で相談対応をした。「障害のある方の暮らし」では、実際に障害者の方に暮らしを紹介していただき、好評だった。

ヘルパー事業所へアンケートをとったところネットワークが不足しているという声があがり、まずはヘルパー事業所連絡会を開催し、今後はネットワークが続いていくよう支援していきたい。

1 月 24 日には、ヘルパーが不足しているという問題を解決するため、障害者支援ヘルパー研修を行った。内容は、障害者ヘルパーの魅力というタイトルで仕事内容についてと、利用者のお話ということで、障害のある方に話をしてもらった。もっと広報を増やしてたくさんの方に聞いてもらいたいような良い研修となった。

1 月の話し合いで、防災の視点から障害者の生活について考えるべきという意見が出て、今後、危機管理課等と連携をしながら防災について取り組んでいく予定。また、障害者の生活の課題を考えるためのアンケートを 3～4 年前に取ったが、それから時間が経っているので、また生活の課題を抽出し考えるためのアンケートを行っていきたい。

佐々木委員：計画相談率の向上のため、3月・9月に計画が集中してしまうのを1ヶ月前倒し
ができないか話し合った。計画の充足率をあげるため、待機リストの作成に取り
組み必要性について検討した。地域生活支援拠点整備事業については、松戸
に今ある良い資源の活用について話し合った。利用者が相談支援について混乱
しないよう、相談支援のリスト作りを現在進めている。今年度は3つの研修を
行い、地域生活支援拠点整備事業研修会、放課後等デイサービスの研修、相談
支援専門員のためのスキルアップ研修を行った。相談支援専門員のためのスキ
ルアップ研修は今後も継続的に行っていく予定。

活動の成果は、1つはプランニングの前倒しの成立。2つ目は地域生活支援拠点
整備事業で新潟の先行事例を聞き松戸の拠点について検討したこと。3つ目の
放課後等デイサービスの研修で、児童に関わる関係者に相談支援をつけること
の大切さを認識してもらったこと。4つ目は相談支援専門員のためのスキルア
ップ研修で、相談支援専門員の技術の向上だけでなく、他との連携などにもつ
ながったこと。

今後は、相談機関のリスト作りと、高齢者の分野にいる方の計画相談の理解に
ついて広げて検討したい。

古川委員：就労支援部会は工賃向上についてと、企業に対しての障害者雇用の計画につ
いてが主な検討内容。平成29年2月9日に柏市・松戸市・我孫子市・流山市でハ
ローワークと合同で企業向け障害者雇用セミナーを行う。

内容については、柏コース、松戸コース、精神障害者の特性と就労について、
という3コースを用意している。午後の部は「認識と理解で雇用が変わる」と
いうタイトルで、基調講演とハローワーク担当者より障害者雇用の流れにつ
いて説明する。

平成29年1月11日時点で45社の企業の申し込みがあり、当日は100名ほどが
参加の予想。企業セミナーでは市内就労移行支援事業所の利用者を中心に、セ
ミナーを行う。

啓発活動として、プレジョブまつどでは参加者が増えないことやサポーター不
足のため、「まつどやさしい暮らしラボ」等への記事掲載などの工夫をしている。
東松戸病院内売店の広報にもインターネットプレスリリースへの配信など取り
組んでいる。

今後、平成30年から精神障害者の雇用義務化のため、事業所の活動内容や勉強
も行っていきたい。

今成委員：主な活動内容として、虐待防止マニュアル検証、研修の企画や、虐待事例の検
証などを取り組んできた。平成28年12月時点の障害者虐待の対応・終結過程
に関する報告と検証では通報届出件数が23件、虐待認定件数が6件となってい
る。啓発活動については、平成28年9月16日に障害者虐待防止従事者研修、

平成 28 年 11 月 24 日に障害者虐待防止研修会管理者向け研修、平成 29 年 1 月 22 日に権利擁護講演会（市民向け）を開催した。成果については、困難事例の対応について弁護士を迎え数々の検証を行ったこと、継続的に研修会を実施し、予防・啓発活動に取り組んでいること、平成 28 年 8 月に松戸市障害者虐待防止マニュアルを策定したことなどが挙げられる。課題としては、虐待対応後の居室の確保や、医療との連携、障害者差別解消支援地域協議会との連携がある。今年度障害者差別解消法が施行された事含めながら、今後も障害者虐待の事例検証等を重ねていきたい。

杉井委員：今年度はライフサポートファイルの検討と放課後等デイサービス事業所検討という 2 つの柱でやってきた。放課後等デイサービスでは質の担保や事業所同士のつながりを作るため、平成 28 年 11 月 15 日に相談支援部会と合同で放課後等デイサービス研修会を行った。講師から法律的な位置づけや役割について学び、事業所間の横のつながりができた。また親や先生がどこの放課後等デイサービスを選んだら良いのかわからないということで、放課後等デイサービス事業所ガイドブックを作成した。研修会や障害福祉課窓口でも配布している。もう一つはライフサポートファイル作成検討。松戸療育自立支援研究会の協力で、「ライフサポートファイルのすすめ」という研修会を行った。参加したお母さん方に書き方などを伝えると、「もっと早くから書きたかった」「発達を暖かく見ていける」といったという意見をもらい、重要性を認識した。中身の検討については、20 名の方にモニターとして実際に記入してもらい、たくさん意見をもらった。その後、ライフサポートファイル松戸版を活用した障害児連携システムの構築について（案）を作成。ライフサポートファイルの利点は、成長や発達の経過観察、資料の一元化による負担軽減、切れ目のない支援にもつながること。障害年金の申請時やライフステージの転換機などに活躍が見込める。今後は、ライフサポートファイルの実現に向けて活動していきたい。また、放課後等デイサービスの質の担保や事業所のつながりについても引き続き取り組んでいきたい。

3. 活動報告について各委員より質問・意見

古川委員：こども部会のライフサポートファイルについて、小学校から中学校に上がる時は比較的簡単に情報が伝わるかと思うが、中学校から高校、高校からその先の就職先や事業所に入った時のバトンの渡し方はどのように考えているのか。また、障害をお持ちかなという保護者の方も中にはたくさんいるかと思うが、そういった家庭に対してのライフサポートファイルの活用等についても話し合いを行っていたら聞かせてほしい。

杉井委員：ライフサポートファイルは生まれたところから作っていくもののため、生まれ

たときから障害がわかっているお子さんや、途中で障害がわかった場合はその時に作成する。

幼稚園から小学校、小学校から中学校に上がるときには、入学時の相談の際に保護者から先生にファイルを見せてもらう運用を想定している。

また、特別支援学校の入学に際しては、保護者が非常に多くの書類を記入する必要があり、ライフサポートファイルの書式とその入学時書類の様式をいくつかでも合わせれば保護者の負担が少しは軽減されるのかとも考えている。

中学校から高校、高校からその先の就職先や事業所に入った時の情報の引き渡し方法や連携等については詳しい話し合いまで進んでおらず、今後の課題だと考えている。

保護者の方が障害を持っていたり、保護者自身が他にもたくさん課題を抱えている場合だと、資料がバラバラになってしまっていて、ファイルを書くのがとても大変。

ただ、そういう方こそ早めに気がついて、相談機関や計画相談事業所等の担当者・支援者が一緒にファイルを作成したり、資料を折り込んでいく作業をするといった個別の支援を具体的に考えていく。個別な支援が必要な方の場合の支援機関への繋ぎ先についても配布の段階で考える必要があると思っている。

市川委員：地域生活支援部会の報告について、防災という視点から危機管理課との連携を検討するとの話だったが、つくし特別支援学校でも今年度、危機管理課に協力してもらい講演を行い、参加した保護者の方がとても興味を持ってくれていた。また、普通の小・中学校でない避難所に一般の人がどれだけ避難してくれるのかといった部分での、特別支援学校3校に対しての専門的なケアができればとの話も危機管理課からいただいております、無線の導入などからスタートしている。防災に関しては関係機関でも関心を持っており、それぞれネットワークを持った機関がうまく繋げてくれると保護者の方や卒業生も安心してくれるのではと感じている。

学校でも危機管理課と連携を取りながら保護者の方への啓蒙を行っていくが、こういった趣旨の避難所かがわかる看板等を学校周辺に掲示するといった地域への啓蒙を市にもお願いしたい。そういった部分で地域の町会等とも連携していけば災害時の対応がスムーズにできるのではないかと思います。

橋本委員：防災に関してはまだ話が出たばかりで、まだ話し合いはできていないが、今後の部会における活動の参考にするとともに、連携できる部分については相談していきたいと思う。

松本委員：地域生活支援部会と相談支援部会は、新潟の先行事例を聞いたとのことで、知的障害の子のグループホームの暮らしや生活の状況、どう進んでいるのかについて知りたい。

橋本委員：グループホームについては、松戸市内は事業所間ネットワークを持っていて空き状況などを把握し合っている。松戸市内はグループホームが少ないということで話し合いを行っている。ヘルパーを使いながら一人暮らしをする方もいる。

佐々木委員：学校卒業後は先生がグループホームにつなげてくれる場合が多い。卒業後しばらくしてから親が高齢になり、グループホームを希望するケースもある。希望しているからグループホームというのは、空き状況との兼ね合いなのでなかなか難しいところもある。

事務局：国の政策が施設入所支援から地域での支援に移行してきている。

入所は市内に2箇所。そこが広くならない限りはグループホームに移行。

グループホームは4月時点で市内に20箇所となっているが、市外の利用も可能なので、相談支援の方に障害に合うところを利用していただける。

日下委員：こども部会のライフサポートファイルについて、個別支援計画の策定が進められているが、移行支援計画や教育支援計画など各機関で作られた記録の刷り合わせ、引き継ぎや各機関で作られたものとの整合性を取りながら充実したものが出来れば良い。

杉井委員：一度全ての書式を確認し、新たな書式を作らず、なるべく挟み込んで保護者と支援者の負担を軽くするようにしている。実際に挟み込みをしたが、ボリュームがあるものになるので節目ごとでチェックして抜いていく作業も必要。基本情報以外は書式は無い予定で、事業所や先生が作ったものをそのまま使いたい。

事務局：ライフサポートファイルについて、作成するにあたりまだ課題がたくさんある中で、どこでどこからどのくらい配るのかなど具体的なものが見えていない。厚紙タイプのものなのか、ホームページから様式をダウンロードするといった方式も考えられるが、どの程度のものをつくるのか。

杉井委員：形は挟み込むタイプで、大きくなるけれどもA4のものであれば学校などの書式はほぼ入るので、その上で保存に耐えうるものにする予定。

事務局：母子手帳の別冊は自治体で自由につくることができるので、そこに挟むという方法も考えられる。

平山委員：地域生活支援整備拠点はいつを目安に行うのか。

事務局：期間については、平成29年の3月から検討委員会を立ち上げて検討を始める。終わりの時期は当初29年3月末だったが、国の整備の方針が平成32年度末に変わった。後ほど説明させて頂く。

平山委員：虐待について平成28年に1件がやむをえない措置という対応になっているが、居室の確保は具体的にどこの施設を利用しているのか。今後確保が難しい中で、どういうところを預ける施設としてイメージしているのか。

今成委員：部会の虐待の事例検討については、個人情報なので施設名も市町村名も出てこない。昨年度は3ヶ所の施設を2週間ごとに移動して最終的に施設を確保したが、時間がかかってしまった。

事務局：やむ措置の保護先は保護の観念につき伝えられないが、保護の必要が出たときのために市が事前に確保している場所はなく、必要ができたときに市内市外、県内県外に限らず、保護できる場所を探しているため、確保に苦慮しているの

が現状。場所は障害者の支援ができる必要があるため、短期入所を含めた入所施設が想定されている。児童施設や高齢者施設との連携も模索している。

今成委員：松戸市内の入所などの施設の代表者会議みたいなものがあるようだが、そういった場を協力を求める場として利用できる思う。

平井委員：虐待に限らず緊急対応については、持っている資源で対応出来れば良い。

雑賀委員：これまでの報告の中で特にライフサポートファイルについて、実現に向けた検討を市への提案とするか採決をとりたいと思う。反対がないということで、賛成多数とし、ライフサポートファイルに関する検討・取り組みを協議会の提言としたいと思う。

各部会の報告を聞いて改めて、各機関の連携が大切だと学んだ。今後も積極的に取り組んで行けたら良い。

4. 事務局より基幹相談支援センターの事業評価について報告

基幹相談支援センターの事業評価については、昨年度は、基幹相談支援センターの事業報告シートと本会議当日の事業報告に対して各委員から評価シートを使って事業評価を行っていただいた。

初めての試みであったことから、評価に対する改善を求めるご意見をいただき、評価方法について事務局で検討した結果、平成 28 年度事業の評価については松戸市地域自立支援協議会委員のうちから評価担当者を選出し、本会議とは別に事業評価実施日を設けて評価を行う方法へと変更する案を提案する。

評価担当者は偏りが出ないように、自立支援協議会の選出区分ごとに毎年度 1 名ずつ選出し、5～6 名とする。平成 28 年度の評価担当者は荻野委員・平山委員・市川委員・米持委員・古川委員の 5 名にお願いしたい。

なお、平成 29 年度実績から、その他の委託相談事業所の事業評価も併せて実施する予定。

評価の流れとしては、平成 29 年 4 月までに「基幹相談支援センター事業報告シート」を基幹相談支援センターにて作成し、平成 29 年 5 月中旬ごろに事業評価実施日として基幹相談支援センターによる事業報告（プレゼン）及び評価担当者との質疑応答を実施する。評価結果は平成 29 年度第 1 回松戸市地域自立支援協議会にて評価担当者から報告していただき審議する。

5. 事務局より地域生活支援拠点等整備事業について報告

地域生活支援拠点等整備事業とは、障害者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制作り）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すもの。

厚生労働省の基本指針として、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも

1つを整備することが基本とされていましたが、全国的に整備が進んでいない状況をふまえ、平成32年度末までに整備することとされた。

松戸市の整備方針としては、従来どおり29年度末までに優先順位を付けて運営を開始することを目標とする。運営を開始して見えてきた課題を解決したり、機能をより充実させたりして平成32年度末までにより良い形で整備できればと考えている。

また、整備について検討を行うために「地域生活支援拠点等整備検討会」を呼びかけ、平成29年3月から月に1度議論を重ねていく予定。

6. 事務局より障害者差別解消法について報告

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、1月末時点までの相談件数の報告。全体の件数が16件あり、聞き取り等の結果、対象外と判断されたものが2件。

法の対象となった14件の内訳としては、差別的取り扱いの禁止に係る相談が2件、合理的配慮の不提供としての相談が12件。

広報・周知活動としては、職員対象の研修会を平成28年8月23日に実施。弁護士の佐藤彰一氏に講演いただき、162名の職員が参加した。また、一般市民向けの講演会を2月25日に予定している。テーマを松戸市障害者差別解消法講演会～「個」をつなぐ共生社会に向けて～と題し、障害者差別解消法について市内の高校生等が描いた四コマ漫画を使い楽しく学ぶとともに、統合失調症を発症し精神障害当事者でもあるハウス加賀谷さん、松本キックさんのお笑いコンビ「松本ハウス」によるコントと講演を通じて障害に対して理解を深める内容となっている。

7. 事務局より医療的ケア児の支援についてについて報告

今年度、市の事業として「医療的ケア児の支援のための連携推進会議」を立ち上げた内容について報告。

医療的ケア児とは、生活の中で、たんの吸引や経管栄養、人口呼吸器や胃ろうといった医療的なケアが必要な子どものこと。

医療的ケア児は、近年の新生児医療の進歩などを背景として年々増加しており、厚生労働省研究班調査において、その数は平成27年度、全国で推計1万7千人とされている。医療的ケア児は、医療的な依存度が高く、1対1の濃密な支援が必要だが、従来から福祉の制度にある、身体的にも知的にも重い障害がある「重症心身障害児」と見なされない子どもや、たんの吸引は必要だが、知的障害はなく、走り回ることもできるような子どもも多いため、福祉制度上の支援の手が届き辛いのが現状であり、また、保育や就学の際のハードルも高くなってしまっている。

そこで、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律では、医療的ケア児を支援するため、自治体ごとに関係機関の連携が努力義務とされ、平成30年4月1日に施行される予定。

松戸市では、昨年11月に、市内の医療的ケアのある子どもを支援するための連携推進

会議を発足させ、第1回目の会議を実施した。会議の構成員は、医療、福祉、教育、行政関係者計25人となっている。

松戸市には市立病院にNICU（新生児集中治療室）があり、小児在宅訪問診療も他の地域に比べて充実した状況ではあるが、医療的ケア児やその家族が安心して生活を送るためには、まだまだ課題が多い。今後は、会議で決定したことを、医療的ケア児の支援を推進するための各機関の取り組みや、施策に反映させていきたいと考えている。今月からは、松戸市の医療的ケア児の実態調査を行う。この調査は、松戸市内に、どんな医療的ケアを必要とする児童が何人、どこの地区に住んでいるかという基礎情報を市として把握するためのもの。調査の結果をもとに、医療的ケア児や家族がどのような支援を必要としているか、ニーズ調査を行う予定になっている。

8. その他報告について各委員より質問・意見

平山委員：医療的ケア児の支援について、支援の対象となるのは児童だけなのか。

事務局：児童だけ。近年の新生児医療の進歩などを背景として医療的ケア児が増えている。

平山委員：大人のほうでも支援に悩んでいる。

平山委員：基幹相談支援センターの事業評価見直しについて、事業評価を行う場所は基幹相談支援センター内ということによろしいか。

事務局：お見込みのとおり。基幹相談支援センターに集まっただき、来所時・電話相談の際の対応や個人情報等の保管状況などについても確認してもらう予定。

市川委員：知的な障害を持った子どもの通院について、18歳までは小児科への受診となるが、18歳到達時に小児科以外の内科等に受診科が変わる際に受診・相談してきた経緯が切られてしまう。個人情報の問題や公立医療機関では対応が難しいといった話も聞いてはいるが、18歳到達時にそれまでの小児科の主治医が他科受診時の窓口・繋ぎ役になってもらうといった連携が取れないものか。

事務局：今回の医療的ケア児の支援のための会議には、松戸市医師会にもバックアップしてもらっている。その医師会を通して今のご意見を松戸市の課題として報告していきたい。

荻野委員：医療的ケア児の支援について、放課後等デイサービス等を利用する際に、経管栄養なのにもかかわらず、口から食べさせてほしいと希望する保護者が見受けられる。誤嚥等の危険性を伴うと思われるが、今後どのように対応していく予定なのか。

また、成人の障害者も加齢に伴って経管栄養の必要性が生じることから同様の不安を抱えていると思われる

平山委員：障害児に対する支援が整ってくれば、障害者（成人）の方に繋がってくるとは

思うが、障害者の方も待ってられない現状でもある。課題を議論するような場を設けることはできないか検討してほしい。

事務局：経管栄養の件についてだが、それぞれの事業所等の自己判断で支援を行うというのは非常に怖いという現状があると思う。連携推進会議という地域のネットワークを立ち上げたことで、そういった課題を話し合っていくことができる場として機能していければ良いと思っている。

杉井委員：医療的ケア児の支援について、東葛地域医療的ケア連絡協議会という会議を、基幹相談支援センターCoCoが事務局で行っている。その中で、医療的ケアの子どもの支援に携わっている事業所連絡会を先月開催した。その際も、事業所から、病院としては経管栄養だけ保護者は口から食べさせてほしいとの要望があり、どっちを守れば良いのかわからないといった問題が出てきているとの話があった。今までは、明確な根拠が無いままに保護者の要望に応じてしまっていたというのが実情。医師の指示書等の基準・根拠のある医療的ケアを事業所全体で連携の仕組みを作っていきたいという話し合いを行った。

雑賀委員：その他で地域生活支援拠点や医療的ケア等について色々な意見が出ていたが、これらは前半に報告してもらった各部会で出ている問題とも全てが連携・リンクしているものだと思う。全てが連携して動いていかないと、サービスの提供をするにしても、子どもから大人まで障害がある方が生きていくのは難しいのかとも感じる。各機関の連携であるとか、隙間を埋めるといった中心となるのが地域生活支援拠点ではないのかと考えたりもする。整備については、松戸市においては平成29年度までに優先順位をつけて運営を開始することを目標に3月から議論を行っていくとのことなので、ぜひ積極的な議論を重ねて障害のある方の地域生活がより良くなるようにしていただきたい。

10. その他

平成29年度の地域自立支援協議会：決まり次第案内を行う予定